

高所作業車運転業務に係る特別教育の開催について

令和4年4月

青森労働局長登録教習機関

実施機関：一般社団法人 弘前地区労働基準協会


高所作業車とは、高所における作業を行なうために人が乗る作業床を持ち、昇降装置により上昇下降し、自走できる機械です。労働安全衛生規則第36条第10号の5により、作業床の高さが10メートル未満の高所作業車は、運転特別教育を修了した者でなければ運転できません。下記要領により高所作業車運転業務特別教育を開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 日 時 「学科」6月18日(土)9時00分～16時10分 } 合計
「実技」6月25日(土)9時00分～12時00分 } 2日間
2. 講習会場 「学科」サンライフ弘前 2階集会室(弘前市大字豊田1丁目8-1)
「実技」(有)榊形運送 トラック駐車場(市内小比内字福田范)
3. 受講料 ・会員事業場 12,510円(テキスト代・消費税込み)
・非会員事業場 15,810円(テキスト代・消費税込み)
4. 支払方法 受講料は、下記口座に振り込みをお願いします。
(手数料は、ご負担願います。)

青森銀行 津軽和徳支店 普通 口座番号 103406
口座名義 (一社)弘前地区労働基準協会

また、当協会へ持参してもかまいません。

5. 申込方法 ・「受講申込書」に修了証用の写真を1枚添付して持参または、郵送にてお申込み下さい。
①写真サイズ：縦30mm×横24mm
②6ヶ月以内に撮影したもの。
③正面、脱帽、上三分身、背景無地
④写真裏面に氏名を記入して下さい。
- 
- 縦 30mm
横 24mm
6. 申込締切日 令和4年6月8日(水)
※但し、定員(20名)に達し次第締切日前でも、申込の受付を終了いたします。
 7. 申込先 (一社)弘前地区労働基準協会(弘前市大字福田字福岡10)
TEL 0172-26-0663 FAX 0172-29-1226
 8. 注意事項 ①講習時間が法令で定められていますので、遅刻・早退・欠席等がありますと、修了証の交付が出来なくなりますので予めご了承下さい。
②学科講習時には、筆記用具・電卓をご持参下さい。
③2日目に実技を行いますので、実技に適した服装で受講してください。※作業服、安全靴、安全帯、保護帽、手袋等を準備の上受講して下さい。(安全帯、保護帽の無い方には、お貸し致します。)
④6月8日後の受講キャンセルにつきましては、いかなる理由がありましても受講料の返金は致しません。しかし、新型コロナウイルス感染拡大等により当協会の都合で中止となった場合は、受講料をお返しいたします。受講料以外につきましては、各自ご負担いただきますようお願いいたします。

人材開発支援助成金のご案内

「人材開発支援助成金」は、建設労働者の雇用の改善や職業訓練などを実施する建設事業主や建設事業主団体に対して、経費や賃金の一部を助成する制度です。

お問い合わせは、青森労働局職業安定部職業対策課までお願いいたします。

〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎7階 TEL 017-721-2003

※詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/)